

第三〇〇〇四一六三号

認定証

東京都足立区千住宮元町一三番一三号

株式会社日相警

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和三年七月一五日から

令和八年七月一四日まで

東京都公安委員会

